消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について (平成30年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費) その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当 します。

(歳入)

•地方消費税交付金(社会保障財源化分)

92,700 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事 業 名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	400,925	264,175	6,400		9,073	121,277
	高齢者福祉事業	45,534	834	600	2,941	2,865	38,294
	児童福祉事業	196,254	91,960	12,200	39,959	3,629	48,506
	母子福祉事業	2,272		2,000		19	253
	小 計	644,985	356,969	21,200	42,900	15,586	208,330
社会保険	介護保険事業	370,743	2,436		9,901	24,948	333,458
	国民健康保険事業	205,564	71,105			9,359	125,100
	小 計	576,307	73,541	0	9,901	34,307	458,558
保健衛生	高齢者医療事業	356,899	64,255			20,370	272,274
	病院事業	281,136			10,000	18,874	252,262
	疾病予防対策事業	56,025	2,672		2,757	3,522	47,074
	医療提供体制確保事業	2,293		1,700		41	552
	小 計	696,353	66,927	1,700	12,757	42,807	572,162
合 計		1,917,645	497,437	22,900	65,558	92,700	1,239,050